

鳥取市除雪機械運転手育成支援事業費(直接補助)補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市除雪機械運転手育成支援事業費(直接補助)補助金(以下「補助金」という。)の交付について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 補助金は、市内の道路等での除雪における除雪機械の運転手となる人材を育成し、冬期も安心して暮らすことができる地域づくりを進めることを目的として交付する。

2 この要綱において、「道路等」とは、鳥取市道、公衆用道路及び市管理道路をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げるいずれかの者(以下「補助事業者」という。)に対して補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に同表の第4欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、予算の範囲内で交付する。ただし、補助事業に係る資格取得者1人につき同表第5欄に掲げる額を上限とする。

(補助事業者の責務)

第4条 補助事業者は、原則として市内の自動車教習所等において補助事業を実施するよう努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から14日以内に行うものとする。

2 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに交付決定に係る補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以

下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第10条第3号の市長が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する場合以外の場合とする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第12条第1項第1号又は第2号の規定による報告は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と補助事業の完了日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第2号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額に対応する額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額に対応する額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助金の対象となる経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 市長は、規則第11条の規定による請求書の提出があったときは、30日以内に補助金を交付する。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 補助事業者が、補助金により資格を取得させた者について、資格所得後3年を経過する日までに市内の道路等の除雪業務を行わないこととした場合は、当該資格取得者に係る部分の補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を命じるものとする。

(情報の公開)

第12条 事業の公正性及び透明性を高めるとともに、広く除雪業務の参考とするため、補助金の申請及び報告の書類等は、個人情報を除き公表することがある。

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

(施工期日)

1 この要綱は、平成30年8月15日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効前に、この要綱の規定に基づき交付の決定がなされた補助対象事業については、
なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 上限額
除雪機械の運転に必要な資格の取得に係る事業	(1) 鳥取市内に事業所を置く事業主が、鳥取市内において道路除雪業務に従事するため、使用する者（50歳未満）に除雪機械の運転に必要な資格を取得させるもの (2) 鳥取市内の自治会・町内会等の組織が、鳥取市内において道路等の除雪業務に従事するため、50歳未満の者に除雪機械の運転に必要な資格を取得させるもの	公安委員会指定自動車教習所又は非公認の自動車教習所の教習料、学科・実技試験料及び運転免許受験料並びに労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく車両系建設機械運転技能講習料	3分の1	20万円
	(1) 鳥取市内に事業所を置く事業主が、鳥取市内において道路除雪業務に従事するため、使用する者（50歳以上60歳未満）に除雪機械の運転に必要な資格を取得させるもの (2) 鳥取市内の自治会・町内会等の組織が、鳥取市内において道路等の除雪業務に従事するため、50歳以上65歳未満の者に除雪機械の運転に必要な資格を取得させるもの	公安委員会指定自動車教習所又は非公認の自動車教習所の教習料、学科・実技試験料及び運転免許受験料並びに労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく車両系建設機械運転技能講習料	2分の1	20万円